

審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名 : 確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項 : 第9条第2項
処 分 の 概 要 : 駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 : 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 交通部交通指導課駐車管理センター管理係又は最寄りの警察署の交通課
問 合 せ 先 : 交通部交通指導課駐車管理センター管理係 (電話075-451-9111内線5303)
備 考 :